

三豊市監査委員告示第 1 号

平成 28 年度定例監査結果報告書(第 1 回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 24 日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三総総第552号

平成29年2月20日

三豊市監査委員 糸川 昇 様

三豊市監査委員 宝城 明 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成28年度定例監査結果報告書（第1回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第12項の規定により通知いたします。

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
管財課・支所	<p>・公用車の使用について</p> <p>公用車は市の重要な物品であり、購入や維持管理に多額な経費を伴うことから、適切な管理、運行を行う必要がある。また、公用車の事故は、市に財産的損害を発生させ、運転者の生命・身体の安全にもかかわるものであり、市が加害者となる事故は市民の信頼を損なうことも考えられる。</p> <p>各支所の公用車運転日誌を確認したところ、概ね適正な使用及び管理がなされていたが、中には運転日誌の記入・押印漏れ、車両の凹みチェックや裏面の無い旧様式の使用が認められた。</p> <p>運転日誌の記入等、当然の行為がなされない心のゆるみは、不注意による事故を発生させる要因である。貸与している公用車を含め、運行管理について今一度検討し、適切に執行すること。</p>	<p>公用車運転日誌については、平成28年12月19日付け管財課長からの「運転日誌について」の通知に基づき、旧様式を破棄し、新様式に変更したところです。今後はより一層、適正な公用車の運行管理に努めます。</p>
支所	<p>・公共施設の利用申請に伴う事務の適正化について</p> <p>効率的で効果的な行政サービスの提供と新しい“街”づくりを進めるためにも、公共施設の有効活用は重要である。当該施設の利用申請は、条例、同施行規則及び三豊市会計規則等に基づき事務処理することとなるが、利用申請書の様式の相違(旧様式の使用等)、利用許可証の未発行、決裁印の漏れ、利用日時の変更に伴う当初の使用料と変更時の使用料の相殺など不適切と思われる事務処理がなされていた。</p> <p>条例、規則等に基づき適切な事務処理を実施すること。</p>	<p>(詫間支所) 利用申請について遡り点検し、決裁印が漏れているものは押印しました。今後押印決裁の漏れが無いよう、受付印と決裁印を2名で確認します。</p> <p>(財田支所) 未発行の利用許可書については、利用団体に対して遡り発行しました。今後は申請内容等を確認した上で許可書を発行し、条例、規則等に基づき適切な事務処理を実施します。</p> <p>(仁尾支所) 年間利用の定期団体の旧様式は廃棄し、最新の利用申請書を送付しました。今後、利用日時に変更があった場合には、当該施設の管理条例及び規則に基づき適切な事務処理を実施します。</p>

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
<p>総務課・人事課</p>	<p>・職員¹の労務管理について</p> <p>三豊市の“街”づくりの事務事業を担う市役所の原点である「職員」の管理においてストレスチェックを実施するなど労務管理にも注力し、法令を遵守されているところではあるが、今夏の参議院議員通常選挙事務において、厚生労働省における「過労死ライン」である月100時間をオーバーする時間外勤務が実施されているにもかかわらず、労働安全衛生法第66条の8に定められている医師による面接指導が実施されていない状況が見られた。</p> <p>法令に基づく措置を実施すること。</p>	<p>(人事課)</p> <p>労働安全衛生法第66条の8第1項、労働安全衛生規則第52条の2第1項及び同規則第52条の3第1項の規定により、事業者は、時間外勤務が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者に対して、本人の申し出により医師による面接指導を行わなければならないこととなっています。監査委員ご指摘のとおり、先の参議院議員通常選挙事務において、長時間勤務者に対して医師による面接指導に繋げて行くことができなかったことにつきましては、大変反省をしているところであります。長時間勤務は、健康障害、ひいては公務災害発生リスクを伴います。職員の公務災害発生リスクを下げるために、事業者には、業務による過度の疲労や心理的負荷によって心身の健康を損なうことのないよう、注意することが求められています。</p> <p>今後は、法令を遵守し、労務管理に、より一層の注意を払うとともに、産業医と連携を密に取りながら、仮に時間外勤務が1月当たり80時間を超える場合があれば、保健師の面談を経て、医師による面接指導に繋げて行きます。</p> <p>(総務課)</p> <p>選挙事務は短期間に膨大な事務を正確に処理することが求められ、また事務処理にも専門的な知識を要するため特定の担当職員に業務量が偏る傾向にあるが、今後は準備できるものについては早期から準備を行うとともに、課員が協力することにより課員全員で業務量を分配するよう努めてまいります。また、時間外命令を行う場合は、常に累積時間数や職員の健康状態についても注意を怠らず管理を行うよう努めます。</p>

<p>施設管理課</p>	<p>・指定管理に伴う行政指導の実施について</p> <p>指定管理者制度の目的とは、「公共サービスの質の向上とコスト削減」にあるが、弥谷山ふれあいの森公園の指定管理において、植栽の枯死やからくり時計の未修繕など「施設の利用者が安全で快適に利用できる良質な環境を提供すること」という維持管理業務の基準にそぐわない状態が見受けられた。</p> <p>基本協定書及び管理運営業務仕様書において定められている内容を再確認するとともに、指定管理者に対する適切な行政指導を実施すること。</p>	<p>当課では、指定管理者に対し各種条例、規則等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段としてモニタリングを実施していますが、左記の指摘事項については、その後のモニタリング実施時に指定管理者に対して、改善するように指導し、また、併せて業務仕様書の再確認を行うとともに適正な管理運営の履行を指導したところ です。</p> <p>今後も、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか監視し必要に応じて改善指導に努めます。</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>・指定管理における適切な財産管理について</p> <p>先にも述べたが、指定管理者制度には「コスト削減」も含まれ、基本協定においても、財産の管理が謳われているところであるが、「三豊市緑ヶ丘総合運動公園」の指定管理において、基本協定第 12 条の備品購入についての費用負担で指定管理者負担の備品を市で購入している状態が見られた。</p> <p>指定管理に関する協定書の内容を十分に把握し、適正な支出を行うこと。</p>	<p>今回のケースは、基本協定書第 1 2 条（財産の管理）第 3 号及び第 4 号の備品購入の取扱いの解釈の誤りにより生じたものであるが、会計課及び指定管理者と協議の上、購入代金分について指定管理者へ請求し、雑入で入金することとしました。また、入金確認後に入金日にて市の備品登録から抹消することにより指定管理者の所有とすることとしました。</p> <p>以後、適正な処理に努めます。</p>